

議案第 5 号

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部改正について

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例

(市川市入湯税条例の一部改正)

第 1 条 市川市入湯税条例(平成 17 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

(市川市事業所税条例の一部改正)

第 2 条 市川市事業所税条例(昭和 51 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中市川市事業所税条例第 13 条第 2 項の改正規定（同項第 1 号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（市川市入湯税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市入湯税条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われた第 1 条の規定による改正前の市川市入湯税条例第 8 条第 1 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（市川市事業所税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の市川市事業所税条例第 13 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われた第 2 条の規定による改正前の市川市事業所税条例第 13 条第 2 項の規定による申告については、なお従前の例による。

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ、入湯税及び事業所税に係る申告事項に個人番号又は法人番号を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。